



資料2-1

環保第1358号
平成29年6月6日

大阪府環境審議会
会長 石井 実 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
水銀の大気排出規制のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

大阪府生活環境の保全等に関する条例においては、カドミウム、水銀など、物の燃焼等によって発生し、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質を有害物質として定め、これらを大気中に排出する施設に対して排出規制を行っています。

水銀をめぐる国際的な取組として、平成 25 年 10 月に、水銀の人為的な排出から人の健康や環境を保護するため、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める水俣条約が採択されました。

このことを受け、平成 27 年 6 月に大気汚染防止法が改正され、水銀を大気中に排出する施設に対して排出規制を行うこととなり、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、大気汚染防止法の改正の趣旨を踏まえた、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。